明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産九一四～九四六）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同九四七～九六〇）　六
〔官庁報告〕
官庁事項
独立行政法人福祉医療機構の第三期中期目標の公表について（厚生労働省）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告の一部改正、独立行政法人都市再生機構関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　五〇

告示

○農林水産省告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県喜多方市熱塩加納町加納字家ノ後乙一〇〇二の一、乙一〇〇三、字山畑乙八〇五、乙八〇五の乙、乙八〇六の一、乙八〇六の二、乙八〇七の一、乙八〇七の二、字川東大平山乙一〇〇四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県いわき市永崎字川畑一一八、二二五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上川内字兎台五、八の一、にかほ市小国字館森一二、一四、一七、字金山七、九、一一、一二、一三の一、一三の二、一四、一五、字臭津四、五の二、五の一二、字クレキ一二の二、一二の三、字大谷地八の三、九の二、字狐森二九、三三、三四、字念佛森一の三、字金クソ一の一、四（次の図に示す部分に限る。）、象潟町横岡字獅子留沢六二から六四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字兎台五・八の一・字館森一二・一四・字金山一一・一四・一五・字臭津五の二・五の一二・字クレキ一二の二・一二の三・字念佛森一の三・字金クソ一の一・四・字獅子留沢六四（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、六三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　秋田県由利本荘市岩城冨田字平田尻七三の一（次の図に示す部分に限る。）、字古館八〇、八五、八六、八九

(三)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字蒲沢一二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蒲沢一二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市下院内字水上五の一（次の図に示す部分に限る。）、秋ノ宮字政組一の一、二から一一まで、一七（次の図に示す部分に限る。）